

住宅改修も介護保険の対象です。

要介護度ごとの毎月の利用限度額とは別に、
20万円を上限枠とした住宅改修工事が1割または2割負担でできます。

（負担割合についてはP.200参照）

※支給限度基準額を超える部分については全額自己負担になります。なお市（区）町村によっては、独自の住宅改修に対する助成制度を設けている場合があります。
※利用は原則として1回です。ただし、20万円の範囲内であれば数次に分けた工事が可能です。（なお、要介護度が3段階以上上がった場合〈要支援2と要介護1は同区分として数える〉や、転居した場合は再度利用できます。）
※原則償還払方式です。市（区）町村によっては独自の方式（給付券方式・受領委任方式など）をとっている場合があります。
※大規模な住宅改修及び新築工事は、介護保険では認められません。

住宅改修が介護保険で利用できる工事

1 手すりの取り付け



廊下・トイレ・浴室・玄関などに、転倒予防や移動・移乗のために設置する場合。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付けなど。

※福祉用具貸与に掲げる「手すり」に該当するものは除かれます。

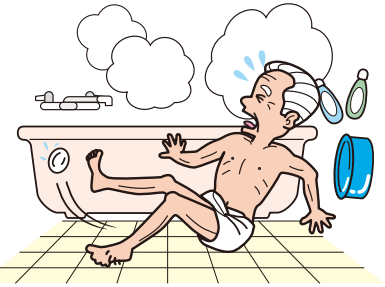
2 床段差の解消



部屋・廊下・トイレ・浴室・玄関などに、段差又は傾斜解消工事をする場合。具体的には、敷居を低くする・敷台を設置する、浴室の床のかさ上げなど。

※福祉用具貸与に掲げる「スロープ」、福祉用具購入に掲げる「浴室内のこ」などを置くことによる床段差解消は除かれます。
※昇降機・リフト・段差解消機など動力による機器を設置する工事は除かれます。

3 床材の変更



部屋や浴室など床材を、すべり防止や移動の円滑化などのために、すべりにくいものに変更する場合。

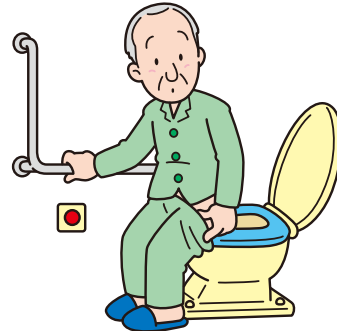
4 引き戸への扉の取替え・引き戸等の新設



開き戸を引き戸・折り戸・アコーディオンカーテンなどに取り替える工事。扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置、引き戸を新たに設置する工事。

※ドアの取り替え時に自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は除かれます。

5 便器の取り替え



和式便器を洋式便器（暖房便座・洗浄機能付も含む）に取り替える場合。便器の位置変更、向きの変更をする場合。

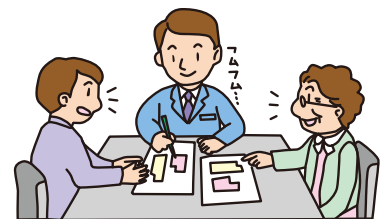
※すでに洋式便器である場合、暖房便座や洗浄機能の付加は含まれません。
※福祉用具購入に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。
※非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合、水洗化または簡易水洗化の部分は含まれません。

6 ①から⑤の住宅改修に付帯するもの

- ①手すりの取付け:手すりの取り付けのための壁の下地補強など。
 - ②段差の解消:浴室の床段差の解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置。
 - ③床又は通路面の材料の変更:床材の変更のための下地や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備など。
 - ④扉の取替え:ドアの取り替えに伴う壁や柱の改修工事など。
 - ⑤便器の取替え:便器の取り替えに伴う給排水設備工事、床材の変更など。
- ※給排水設備工事のうち、水洗化・簡易水洗化に係るものは除かれます。

必ず施工前に事前申請をお願いします

施工前に申請し申請書類には担当ケアマネジャーまたは理学療法士（PT）や作業療法士（OT）の「住宅改修が必要な理由書」が必要です。保険給付の対象となることの確認を受けてから、着工してください。急いでいるからと先に工事をしてしまうと保険給付の対象となりませんので、ご注意ください。



介護保険が適用される住宅改修の種類

以下の改修が
居宅介護住宅改修費が
支給されます

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他、①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

住 住宅改修 **購** 用具購入
貸 用具貸与 **外** 保険対象外

玄関（外）



- 外** ① 足元灯設置
住 ② コンクリートスロープの設置
住 ③ 外壁に手すり取り付け
住 ④ 玄関ドアを引き違い戸に取替え
住 ⑤ 滑りにくいタイルに取替え
住 ⑥ 外壁に手すり取り付け
貸 ⑦ 移動用スロープの設置
住 ⑧ 転落防止用柵

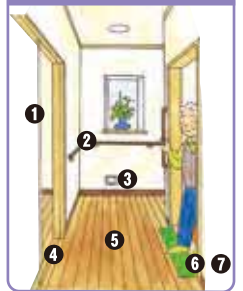
※玄関ポーチとそれと類するものは玄関とみなし、屋外でも工事可能。

玄関（中）



- 住** ① 廊下に手すり取り付け
住 ② 玄関ホール床を滑りにくい床材に取替え
住 ③ 玄関に手すり取り付け
貸 ④ 段差解消機設置
住 ⑤ 上がり框に式台設置（固定する場合）
外 ⑥ 上がり框に式台設置（固定しない場合）
住 ⑦ 玄関土間を滑りにくい床材に取替え
外 ⑧ 上がり框に腰掛台設置

廊下



- 住** ① 扉の撤去・ドアを引戸に取替え（新設を含む）
住 ② 廊下に手すり取り付け
外 ③ 足元灯取り付け
住 ④ 敷居撤去
住 ⑤ 床を滑りにくい床材に取替え
住 ⑥ スロープ取り付け（固定する場合）
住 ⑦ 床のかさ上げ（段差の解消）

階段



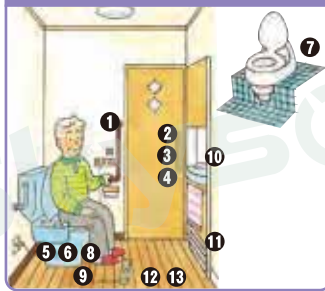
- 住** ① 手すり取り付け
外 ② 足元灯取り付け
外 ③ 階段昇降機
住 ④ 滑り止めカーペット取り付け
住 ⑤ 滑り止めのための表面加工

寝室



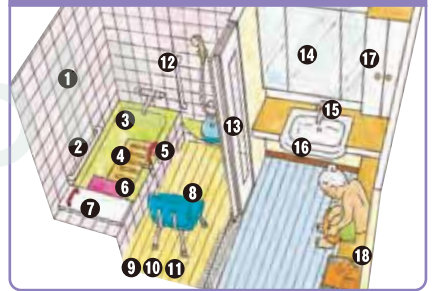
- 住** ① 壁面に手すり取り付け
住 ② 扉の撤去・出入口ドアを引戸に取替え（扉の撤去を含む）
住 ③ 掃出し窓にスロープの設置
住 ④ 畳の床をフローリング床に取替え
購 ⑤ ポータブルトイレ

トイレ



- 住** ① 手すり取り付け
住 ② ドア吊元取替え
住 ③ 把手を棒状把手に取替え
住 ④ 開口幅を確保するために建具の取替え
住 ⑤ 和式便器を洋式便器に取替え
購 ⑥ ウォッシュレット付補高便座
購 ⑦ 腰掛便座（和式便器の上に置いて、腰掛式に変換するもの）
住 ⑧ 洗浄機能付便座（便器の取替えに伴う場合に限る）
住 ⑨ 便器の位置変更、向きの変更
外 ⑩ 手洗器、収納棚取り付け
外 ⑪ 暖房機設置
住 ⑫ 床上げ、床下げ
住 ⑬ 滑りにくい床材に取替え

浴室



- 外** ① 壁タイル取替え
住 ② 手すり取り付け
住 ③ 浴槽の取替え（床のかさ上げ、段差解消時に限る）
購 ④ 浴槽内すのこ
購 ⑤ 浴槽用手すり
購 ⑥ 浴槽内いす
購 ⑦ 入浴台
購 ⑧ 入浴用いす
住 ⑨ 床上げ
住 ⑩ 滑りにくい床材に取替え
購 ⑪ 浴室内すのこ設置
住 ⑫ 手すり取り付け
住 ⑬ 3枚引戸に取替え
外 ⑭ カガミ
外 ⑮ 水栓金具取替え
外 ⑯ 洗面器取替え
外 ⑰ 収納
外 ⑱ 脱衣室用腰掛台設置

手すり1本の取り付け工事から住宅・トイレ・浴槽の改造まで、「福祉のプロ」が住宅改修に関するコンサルティングを行います。どうぞ、お気軽にご相談ください。

ご相談・見積無料

1 ご相談

担当が、家族構成や症状などを伺いながらご相談にお応えいたします。



2 現場の調査

改修を行う家屋を見せて頂き、どの程度の改修が必要かなど、調査します。



3 ご提案・見積

ご要望と実際の調査に基づいて、改修の設計図を作成し、見積書と共に提出いたします。



※市町村に書類をつけて申請して下さい。

4 ご契約

設計図面・見積書をよく検討して頂き、契約を行います。契約後、スケジュールの調整をいたします。



5 施工・管理

施工に入ったら、進行状況をチェック・管理し、迅速丁寧な作業を進めます。



6 アフターフォロー

改修後のメンテナンスはもちろん、介護に関するご相談にもお応えします。

